No.342 2024/9/15

1 Minute News

TEL 03(6388)1896
FAX 03(6388)5208
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-10-1 石井ビル 8 階

保有していた外貨を円に交換したときの税務上の取り扱い

Q 私は昔海外旅行をした時の使っていないアメリカドルがたくさん残っており、昨今の円安状況から全額、日本円に両替をしました。この結果、為替の差によりかなりの利益が発生しましたが、税務上どのように取り扱うのでしょうか？

解説

為替差益が発生した場合は、雑所得（その他）に分類され、基本的に確定申告が必要となり、総合課税の対象となります。

1. 保有している外貨を日本円に換えた場合

１ドル 100 円で購入した１万ドルの外貨を１ドル 150 円で日本円に交換すると、儲けが 50 万円となります。このように為替の差により儲けが出る場合を為替差益といいます。

2. 為替差益がある場合の税務上の取り扱い

為替差益の所得の種類は「雑所得（その他）」となります。雑所得は年末調整ができないため、原則として確定申告が必要となり、総合課税の対象となります。そのため、ほかの所得とあわせて、税率を適用することとなります。

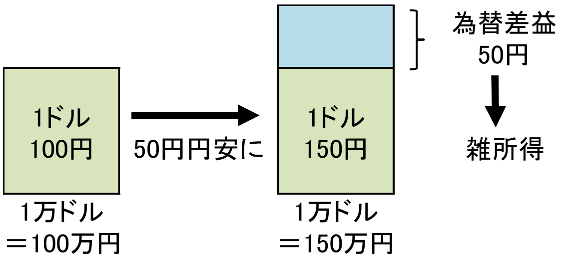

3. 確定申告をしなくてもよい場合

以下の３つの場合に該当すると、確定申告をする必要はありません。

①給与所得者で他の所得合計が 20 万円以下の場合。
ただし、２か所以上の会社から給与を受けている場合や、給与収入が２千万円を超える場合、確定申告義務がありますので、為替差益が少額でも確定申告しなければなりません。
②年金所得者の年金収入が 400 万円以下で、かつ為替差益を含めた年金所得以外の所得の合計が 20 万円以下の場合
③他に収入がなくて、為替差益が基礎控除額である 48 万円以下の場合

要するに…

昨今の円安により過去に残っていた外貨を日本円に両替している人が増えています。しかし、円安により日本円に両替したことで為替差益が発生すると、基本的には確定申告が必要となります。確定申告をしないと「延滞税」や「無申告加算税」などの罰金が課されますので、忘れずに申告しましょう。